


開催・平成30年 7月11日

所管部課	福祉部 高齢介護課	部長	田口 茂夫	
件名	東大和市高齢者住宅改修給付事業実施要綱の一部を改正する訓令 について		区分	
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要 旨</p> <p>介護保険法が一部改正され、平成30年8月1日から、新たな給付割合として7割（利用者負担割合3割）が追加されることとなった。</p> <p>高齢者住宅改修給付事業の利用者負担割合については、介護保険法の利用者負担割合と整合して運用していることから、当該事業を利用した際の利用者負担割合が介護保険法の利用者負担割合（1割、2割又は3割）と同様となるように要綱の一部改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>ア 高齢者住宅改修給付事業の利用者負担割合について、介護保険法の利用者負担割合（1割、2割又は3割）と同様となるように文言を追加する。（第8条）</p> <p>イ その他改正に伴う文言及び別表の整理</p> <p>(2) 施行日等</p> <p>平成30年8月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>要綱を改正することで、介護保険サービスとの整合性が図られる。</p>				
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>要綱の案文については、文書課において審査済み。</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議付議後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。